

# 行政手続法の施行状況に関する調査結果－地方公共団体－

## 第1 調査の趣旨、目的等

### 1 調査の目的

平成6年10月1日に施行された行政手続法（平成5年法律第88号）については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」（平成8年12月25日閣議決定「行政改革プログラム」）こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、国及び地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである。

調査時点等については、①審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況について平成14年3月31日現在の状況、②聴聞・弁明手続の実施状況について平成13年度の1年間の実績を、各々調査した。

なお、本調査は、過去4回実施しており、今回が第5回目の実施となる。

### 2 調査対象機関

地方公共団体については、全都道府県（47団体）及び一部の市（前回調査対象市と同一の市：前回調査時において各都道府県の政令指定都市及び県庁所在市以外で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市）（49団体）を対象とした。（具体的調査対象市名は、別表1のとおり。）

なお、国の行政機関についての調査結果は、本年4月に公表済みである。

### 3 調査対象項目

#### (1) 行政手続法第2章に定める「申請に対する処分」についての手続

- ① 申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準である「審査基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間である「標準処理期間」の設定状況（設定の有無、具体的設定期間等）

#### (2) 同法第3章に定める「不利益処分」についての手続

- ① 許認可等の取消し、営業の停止等の「不利益処分」をする際の判断基準である「処分基準」の設定状況（設定の有無、未設定理由等）
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている「聴聞・弁明」の実施状況等

なお、表1の「調査対象処分」は、各法令所管省庁において、地方公共団体（都道府県、市）が処分権者となっている処分を平成14年3月31日現在で整理し、今回の調査対象としたものである。また、「該当処分」は、「調査対象処分」から、それぞれの地方公共団体において「当該団体に法令

の適用される行政客体が存在し得ず、申請又は処分があり得ないとしたもの」及び「管内市町村に権限を委任しているもの」を除いたもの（1団体当たりの平均値）である。

表1 調査対象処分及び該当処分数 (単位：種類)

区 分	申 請 に 対 す る 処 分		不 利 益 処 分	
	調 査 対 象 処 分	該 当 処 分	調 査 対 象 処 分	該 当 処 分
都 道 府 県	1, 4 7 2	1, 3 4 7	1, 3 2 0	1, 2 2 2
調 査 対 象 市	5 9 8	2 9 9	4 6 9	3 2 4

- (注) 1 地方公共団体においては、例えば、「公害健康被害の補償等に関する法律」、「自然環境保全法」のように、地域によっては特定の法律に基づく申請又は処分があり得ない場合が少なくない。  
 2 都道府県の場合には、地方自治法第153条第2項により、特定の処分権限を管内の市町村に委任する場合がある。

## 第2 調査結果

### 1 申請に対する処分

#### (1) 審査基準の設定状況

「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」（法第5条第1項）とされている。

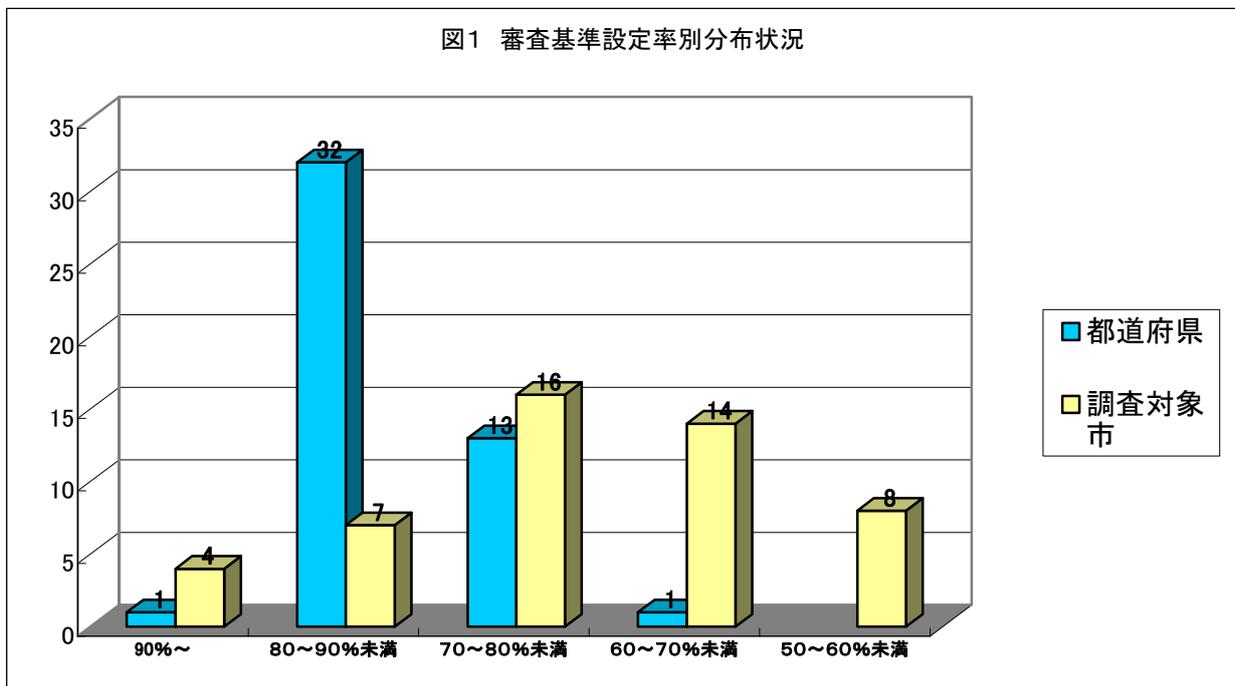
今回、都道府県及び調査対象市における審査基準の設定状況（1団体当たりの平均値）を調査した結果は、表2のとおりであり、都道府県では、総数 1,347 種類の該当処分のうち 1,100 種類（81.7 パーセント）について、また、調査対象市では、総数 299 種類の該当処分のうち 214 種類（71.6 パーセント）について、審査基準が設定されていた。（各団体別の内訳は、別表2参照）

表2 地方公共団体における審査基準の設定状況（1団体当たりの平均値）

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	審査基準設定 済み	該当処分種類 総数	審査基準設定 済み
平成14年3月31日 現在	1, 3 4 7	1, 1 0 0 (81.7)	2 9 9	2 1 4 (71.6)

- (注) 1 ( ) 内は、該当処分数を100とした場合の指数である。  
 2 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているとの理由で、審査基準を設定していないもの」も含めている。

また、審査基準の設定率別分布状況は、図1のとおりであり、都道府県は、1団体を除きすべて70パーセント以上の設定率となっているが、調査対象市では、70パーセント未満の市が22市と半数近くに上っている。



(2) 審査基準が設定されていない処分

今回、審査基準が設定されていない処分（1団体当たりの平均値）は、都道府県で247種類、調査対象市で85種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表3のとおりであった。

都道府県、調査対象市のいずれにおいても、未設定の理由として多く挙げられているものは、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」及び②「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」であり、この2つで約9割を占めていた。

表3 審査基準未設定処分数とその未設定理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）		都道府県	調査対象市
		247 (100)	85 (100)
未設定理由	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難	169 (68.4)	67 (78.8)
	② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	47 (19.0)	13 (15.3)
	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、審査基準を設定する実益がない	23 (9.3)	3 (3.5)
	④ その他	8 (3.2)	2 (2.4)

(注) ( )内は、審査基準未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(3) 審査基準の新たな設定状況

前回調査時(平成12年3月31日)において、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難」などの理由から審査基準が未設定となっていた処分(都道府県及び調査対象市1団体当たりの平均値)について、今回新たに審査基準を設定したものを調査したところ、都道府県では前回未設定だった268種類のうち、8種類(3.0パーセント)、調査対象市においては、未設定だった76種類のうち、3種類(3.9パーセント)について新たに設定している状況がみられた。

(4) 標準処理期間の設定状況

「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準処理期間」という。)を定めるように努める。」(法第6条)こととされている。

今回、都道府県及び調査対象市における標準処理期間の設定状況(1団体当たりの平均値)を調査した結果は、表4のとおりであり、都道府県では、総数1,347種類の該当処分のうち899種類(66.7パーセント)について、また、調査対象市では、総数299種類の該当処分のうち143種類(47.8パーセント)について、標準処理期間が設定されていた。(各団体別の内訳は別表3参照)

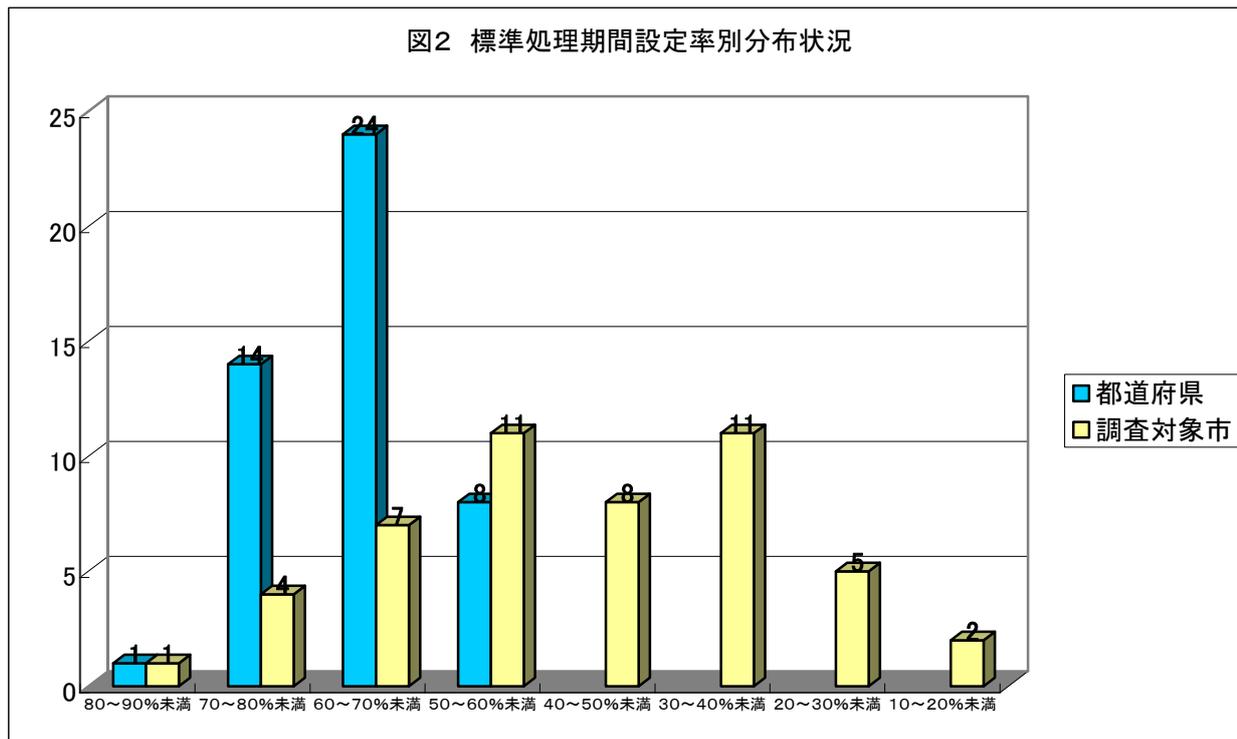
表4 地方公共団体における標準処理期間の設定状況(1団体当たりの平均値)

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	標準処理期間 設定済み	該当処分種類 総数	標準処理期間 設定済み
平成14年3月31日 現在	1, 347	899 (66.7)	299	143 (47.8)

(注) ( )内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数を表す。

また、標準処理期間の設定率別分布状況は図2のとおりであり、都道府県では、すべての団体において設定率が50パーセント以上となっているが、調査対象市では、設定率が50パーセント未満の市が26市と全体の過半数を占める状況にあった。

図2 標準処理期間設定率別分布状況



(5) 標準処理期間が設定されていない処分

今回、標準処理期間が設定されていない処分（1団体当たりの平均値）は、都道府県で448種類、調査対象市で156種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表5のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、①「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」及び②「事実関係の認定に難易差があり設定が困難」であり、この2つで全体の約9割を占めていた。

表5 標準処理期間未設定処分の未設定理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）		都道府県	調査対象市
		448（100）	156（100）
未 設 定 理 由	① 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難	286（63.8）	99（63.5）
	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	108（24.1）	45（28.8）
	③ 過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益なし	42（9.4）	6（3.8）
	④ その他	12（2.7）	6（3.8）

(注) ( )内は、標準処理期間未設定処分種類数(合計)を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

(6) 標準処理期間の新たな設定状況等

ア 新たな標準処理期間の設定状況

前回調査時(平成12年3月31日現在)において、「将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ設定が困難」や「事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難」などの理由から標準処理期間が未設定となっていた処分(都道府県及び調査対象市1団体当たりの平均値)について、今回新たに標準処理期間を設定したものを調査したところ、都道府県では前回未設定だった468種類のうち、11種類(2.4パーセント)、調査対象市においては、未設定だった137種類のうち、4種類(2.9パーセント)について新たに設定している状況がみられた。

イ 標準処理期間未設定処分と処分実績

今回、標準処理期間を設定していない処分(1団体当たりの平均値)について、その申請案件の処分実績(平成13年度)の内訳を調査した結果は、表6のとおりであり、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、処分実績のないものが約9割を占めていた。

表6 標準処理期間未設定処分の処分実績別内訳(1団体当たりの平均値)

区分	処分実績別内訳(平成13年度)					
	実績なし	1~10件未満	10件~100件未満	100件以上500件未満	500件以上	合計
都道府県	404 (92.7)	18 (4.1)	7 (1.6)	3 (0.7)	4 (0.9)	436 (100)
調査対象市	133 (88.1)	6 (4.0)	5 (3.3)	3 (2.0)	4 (2.6)	151 (100)

(注) 1 ( )内は、未設定の処分種類数(合計)を100とした場合の各処分実績区分の占める割合を示す指数である。また、処分実績が不明なものは計上していない。

2 処分実績は、都道府県、調査対象市から報告された件数を基に集計した。

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「処分基準」という。)を定めるように努める。」(法第12条第1項)とされている。

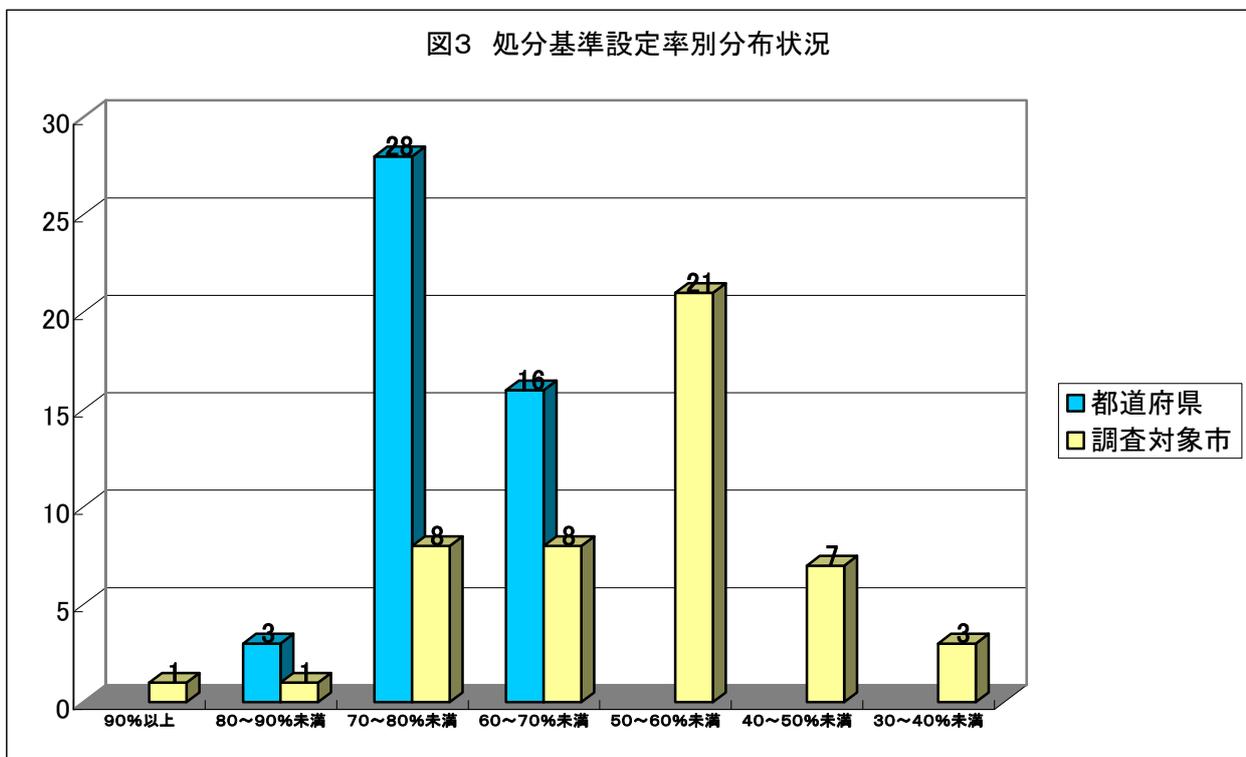
今回、地方公共団体における処分基準の設定状況(1団体当たりの平均値)を調査した結果は、表7のとおりであり、都道府県では、総数1,222種類の該当処分のうち884種類(72.3パーセント)について、また、調査対象市では、総数324種類の該当処分のうち189種類(58.3パーセント)について、処分基準が設定されていた。(各団体別の内訳は、別表4参照)

表7 地方公共団体における処分基準の設定状況（1団体当たりの平均値）

区 分	都道府県		調査対象市	
	該当処分種類 総数	処分基準設定 済み	該当処分種類 総数	処分基準設定 済み
平成14年3月31日 現在	1,222	884 (72.3)	324	189 (58.3)

(注) ( ) 内は、対象処分種類総数を100とした場合の指数である。

また、処分基準の設定率別分布状況は、図3のとおりであり、都道府県では、すべての団体において設定率60パーセント以上となっているが、調査対象市では、設定率が60パーセント未満に該当する市が31市と全体の6割を超える状況にあった。



(2) 処分基準が設定されていない処分

今回、処分基準が設定されていない処分（1団体当たりの平均値）は、都道府県で338種類、調査対象市で135種類みられ、その未設定理由の内訳を調査した結果は、表8のとおりであった。

未設定の理由として多く挙げられているものは、都道府県、調査対象市のいずれにおいても、①「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」又は②「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」であり、この2つで全体の約9割以上を占めていた。

表8 処分基準未設定処分の未設定理由別内訳（1団体当たりの平均値）

未設定処分数（合計）		都道府県	調査対象市
		338（100）	135（100）
未 設 定 理 由	① 将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難	192（56.8）	89（65.9）
	② 事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	131（38.8）	42（31.1）
	③ 過去に処分実績があるものの、将来的に処分が見込めず、処分基準を設定する実益がない	10（3.0）	2（1.5）
	④ その他	5（1.5）	2（1.5）

（注）（ ）内は、未設定処分種類数（合計）を100とした場合の各理由の占める割合を示す指数である。

### (3) 新たな処分基準の設定状況

前回調査時（平成12年3月31日）において、「将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難」、「事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難」などの理由から処分基準が未設定となっていた処分（都道府県及び調査対象市1団体当たりの平均値）について、今回新たにを設定したものを調査したところ、都道府県では前回未設定だった326種類のうち、7種類（2.1パーセント）、調査対象市においては、未設定だった124種類のうち、4種類（3.2パーセント）について新たに設定している状況がみられた。

### (4) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。」（法第13条第1項）こととされている。

具体的には、許認可等の取消し、資格又は地位のはく奪など名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、聴聞手続を執ることとし、それ以外の不利益処分をしようとするときには、弁明書、証拠書類等の提出による弁明の機会の付与の手続を執ることとしている。

今回、聴聞又は弁明の手続が執られた処分について、聴聞又は弁明手続のための実施通知が行われた件数を調査した結果は、表9のとおりであり、行政手続法の規定にのっとり、聴聞手続が都道府県において25,703件及び調査対象市において37件、弁明手続が都道府県において126,132件及び調査対象市において37,498件実施されていた。このうち、当事者の聴聞期日への不出頭又は弁明書の未提出のまま終結されたものの割合は、聴聞で都道府県が23.3パーセント及び調査対象市が40.5パーセント、弁明で都道府県が63.2パーセント及び調査対象市が81.0

パーセントを占めていた。

表9 聴聞手続又は弁明手続の実施状況（平成13年度）

区 分		不利益処分の名あて人に対する手続の実施通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭または未提出による終結の割合 (%) (b/a)
聴聞相当処分	都道府県	25,703	5,987	23.3
	調査対象市	37	15	40.5
弁明相当処分	都道府県	126,132	79,653	63.2
	調査対象市	37,498	30,382	81.0

(注) 1 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第23条第1項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。

2 実施通知件数、終結件数は、都道府県及び調査対象市とも合計数である。

(5) 聴聞・弁明手続が執られていない処分の種類数

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手続を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体的な状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞又は弁明の手続を執ることを要しない場合がある。

今回、聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、理由別の処分の種類数を調査した結果は表10のとおりである。

聴聞又は弁明手続を省略した理由として最も多かったのは、「最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、事前に意見を述べる機会を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることが適当である」とされる④の理由に該当するものであった。

表10 聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳（平成13年度）

理 由 別	処分の種類数	
	都道府県	調査対象市
① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞又は弁明の手続を執ることができないとき	81	16
② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすること	51	14

とされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき		
③ 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であって、その不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき	48	11
④ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高金の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき	114	135
⑤ 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき	5	0

(6) 聴聞主宰者の指名方針

「聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する」（法第19条第1項）こととされている。また、「主宰者は、聴聞の審理において、関係人に参加許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を発し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切を司るもの」である。

今回、都道府県、調査対象市における聴聞主宰者の指名方針について調査した結果は、表11のとおりであった。

表11 都道府県、調査対象市における聴聞主宰者の指名方針の内訳（平成14年3月31日現在）

指名方針の内訳	都道府県	調査対象市
① 当該不利益処分を所管する担当部課の職員を主宰者として指名	20	9
② 当該不利益処分を所管する部局の担当部課が所属する部局の筆頭課等の職員を主宰者として指名	5	8
③ 行政手続法担当課等の職員を全庁一律に主宰者として指名	1	2
④ 統一的な方針を特に定めず、聴聞を必要とする事由が生じた段階でその都度適任者を指名	19	27
⑤ その他	3	4
計	48	50

(注) 1 各部局により指名方針が異なるため重複回答を行った団体が含まれている。

2 実際に聴聞を必要とする事由が生じた際にこれらの内容と異なる形で指名が行われる場合があり得る。

## 別表 1

## 調 査 対 象 市 一 覧

地 区	調 査 対 象 市 名 ( 所 在 す る 都 道 府 県 )
北海道	旭川市 (北海道)
東北	八戸市 (青森県)、北上市 (岩手県)、大館市 (秋田県)、石巻市 (宮城県)、酒田市 (山形県)、郡山市、いわき市 (福島県)
関東 甲信越	日立市 (茨城県)、足利市 (栃木県)、高崎市 (群馬県)、川口市 (埼玉県)、船橋市 (千葉県)、八王子市 (東京都)、相模原市 (神奈川県)、長岡市 (新潟県)、富士吉田市 (山梨県)、松本市 (長野県)
中部	高岡市 (富山県)、小松市 (石川県)、大垣市 (岐阜県)、豊橋市、豊田市 (愛知県)、浜松市 (静岡県)、四日市市 (三重県)
近畿	武生市 (福井県)、草津市 (滋賀県)、宇治市 (京都府)、堺市 (大阪府)、姫路市 (兵庫県)、橿原市 (奈良県)、田辺市 (和歌山県)
中国	米子市 (鳥取県)、出雲市 (島根県)、倉敷市 (岡山県)、福山市 (広島県)、下関市 (山口県)
四国	丸亀市 (香川県)、鳴門市 (徳島県)、新居浜市 (愛媛県)、南国市 (高知県)
九州 沖縄	久留米市 (福岡県)、唐津市 (佐賀県)、佐世保市 (長崎市)、八代市 (熊本県)、別府市 (大分県)、都城市 (宮崎県)、鹿屋市 (鹿児島県)、沖縄市 (沖縄県)

別表 2①

## 都道府県における審査基準の設定状況

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済み (設定率 %)
北海道	1,363	1,106 (81.1)
青森県	1,355	1,061 (78.3)
岩手県	1,360	1,104 (81.2)
宮城県	1,358	1,107 (81.5)
秋田県	1,365	1,070 (78.4)
山形県	1,248	964 (77.2)
福島県	1,376	1,133 (82.3)
茨城県	1,398	1,145 (81.9)
栃木県	1,337	1,031 (77.1)
群馬県	1,342	995 (74.1)
埼玉県	1,362	1,020 (74.9)
千葉県	1,397	1,194 (85.5)
東京都	1,399	1,160 (82.9)
神奈川県	1,381	1,106 (80.1)
新潟県	1,373	1,094 (79.4)
富山県	1,364	1,141 (83.7)
石川県	1,310	1,137 (86.8)
福井県	1,358	1,078 (79.4)
山梨県	1,322	1,070 (80.9)
長野県	1,257	1,086 (86.4)
岐阜県	1,306	1,000 (76.6)
静岡県	1,336	1,165 (87.2)
愛知県	1,386	1,198 (86.4)
三重県	1,387	1,192 (85.9)
滋賀県	1,332	1,066 (80.0)
京都府	1,399	1,146 (81.9)
大阪府	1,394	940 (67.4)
兵庫県	1,383	1,239 (89.6)
奈良県	1,380	1,138 (82.5)
和歌山県	1,329	1,049 (78.9)

(参考：平成 12 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済み (設定率 %)
北海道	1,466	1,215 (82.9)
青森県	1,470	1,156 (78.6)
岩手県	1,461	1,164 (79.7)
宮城県	1,468	1,212 (82.6)
秋田県	1,471	1,056 (71.8)
山形県	1,353	1,068 (78.9)
福島県	1,476	1,211 (82.0)
茨城県	1,509	1,198 (79.4)
栃木県	1,443	1,115 (77.3)
群馬県	1,453	1,095 (75.4)
埼玉県	1,453	1,116 (76.8)
千葉県	1,490	1,255 (84.2)
東京都	1,518	1,272 (83.8)
神奈川県	1,495	1,217 (81.4)
新潟県	1,471	1,164 (79.1)
富山県	1,490	1,198 (80.4)
石川県	1,434	1,265 (88.2)
福井県	1,456	1,128 (77.5)
山梨県	1,434	1,157 (80.7)
長野県	1,386	1,202 (86.7)
岐阜県	1,418	1,092 (77.0)
静岡県	1,439	1,248 (86.7)
愛知県	1,496	1,327 (88.7)
三重県	1,490	1,301 (87.3)
滋賀県	1,450	1,140 (78.6)
京都府	1,496	1,240 (82.9)
大阪府	1,509	1,101 (73.0)
兵庫県	1,468	1,320 (89.9)
奈良県	1,400	1,144 (81.7)
和歌山県	1,432	1,139 (79.5)

鳥取県	1,293	1,129 (87.3)
島根県	1,310	1,098 (83.8)
岡山県	1,354	1,101 (81.3)
広島県	1,378	1,129 (81.9)
山口県	1,350	1,118 (82.8)
徳島県	1,357	1,123 (82.8)
香川県	1,310	1,059 (80.8)
愛媛県	1,285	1,010 (78.6)
高知県	1,311	1,163 (88.7)
福岡県	1,355	1,224 (90.3)
佐賀県	1,286	1,059 (82.3)
長崎県	1,325	1,075 (81.1)
熊本県	1,323	1,051 (79.4)
大分県	1,354	1,105 (81.6)
宮崎県	1,366	1,115 (81.6)
鹿児島県	1,333	1,145 (85.9)
沖縄県	1,371	1,083 (79.0)
合計	63,318	51,722
平均	1,347	1,100 (81.7)

鳥取県	1,395	1,193 (85.5)
島根県	1,409	1,179 (83.7)
岡山県	1,445	1,144 (79.2)
広島県	1,489	1,252 (84.1)
山口県	1,406	1,175 (83.6)
徳島県	1,462	1,218 (83.3)
香川県	1,431	1,111 (77.6)
愛媛県	1,377	1,109 (80.5)
高知県	1,426	1,243 (87.2)
福岡県	1,465	1,355 (92.5)
佐賀県	1,413	1,179 (83.4)
長崎県	1,484	1,103 (74.3)
熊本県	1,479	1,159 (78.4)
大分県	1,455	1,187 (81.6)
宮崎県	1,479	1,192 (80.6)
鹿児島県	1,417	1,228 (86.7)
沖縄県	1,456	1,167 (80.2)
合計	68,283	55,710
平均	1,453	1,185 (81.6)

別表 2②

## 調査対象市における審査基準の設定状況

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

調査対象市名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済み(設定率%)
旭川市	422	342 (81.0)
八戸市	339	176 (51.9)
北上市	220	139 (63.2)
大館市	168	118 (70.2)
石巻市	314	278 (88.5)
酒田市	219	150 (68.5)
郡山市	356	250 (70.2)
いわき市	440	307 (69.8)
日立市	285	191 (67.0)
足利市	242	138 (57.0)
高崎市	302	185 (61.3)
川口市	321	206 (64.2)
船橋市	333	263 (79.0)
八王子市	261	139 (53.3)
相模原市	347	289 (83.3)
長岡市	309	235 (76.1)
富士吉田市	201	146 (72.6)
松本市	313	294 (93.9)
高岡市	331	284 (85.8)
小松市	267	163 (61.0)
大垣市	222	153 (68.9)
豊橋市	433	305 (70.4)
豊田市	436	341 (78.2)
浜松市	429	304 (70.9)
四日市市	341	234 (68.6)
武生市	233	131 (56.2)
草津市	292	210 (71.9)
宇治市	259	233 (90.0)
堺市	450	336 (74.7)
姫路市	412	337 (81.8)

(参考：平成 12 年 3 月 31 日現在)

調査対象市名	申請に対する処分	
	該当処分数	審査基準設定済み(設定率%)
旭川市	279	211 (79.2)
八戸市	275	137 (49.8)
北上市	170	97 (57.1)
大館市	134	88 (65.7)
石巻市	242	240 (99.2)
酒田市	193	128 (66.3)
郡山市	317	261 (82.3)
いわき市	386	240 (62.2)
日立市	254	165 (65.0)
足利市	210	111 (52.9)
高崎市	277	155 (56.0)
川口市	258	184 (71.3)
船橋市	289	235 (81.3)
八王子市	231	113 (48.9)
相模原市	264	203 (76.9)
長岡市	267	204 (76.4)
富士吉田市	168	118 (70.2)
松本市	279	255 (91.4)
高岡市	285	243 (85.3)
小松市	233	114 (48.9)
大垣市	172	105 (61.0)
豊橋市	359	254 (70.8)
豊田市	350	256 (73.1)
浜松市	366	242 (66.1)
四日市市	309	208 (67.3)
武生市	199	99 (49.7)
草津市	258	191 (74.0)
宇治市	233	115 (49.4)
堺市	383	286 (74.7)
姫路市	358	291 (81.3)

檜原市	246	154 (62.6)
田辺市	202	135 (66.8)
米子市	287	212 (73.9)
出雲市	281	197 (70.1)
倉敷市	341	271 (79.5)
福山市	415	280 (67.5)
下関市	416	302 (72.6)
丸亀市	227	120 (52.9)
鳴門市	204	105 (51.5)
新居浜市	263	212 (80.6)
南門市	196	164 (83.7)
久留米市	320	216 (67.5)
唐津市	212	164 (77.4)
佐世保市	424	280 (66.0)
八代市	206	200 (97.1)
別府市	246	191 (77.6)
都城市	255	151 (59.2)
鹿屋市	199	181 (91.0)
沖繩市	232	138 (59.5)
合計	14,669	10,550
平均	299	214 (71.6)

檜原市	200	111 (55.5)
田辺市	169	110 (65.1)
米子市	256	187 (73.0)
出雲市	229	150 (65.5)
倉敷市	244	209 (85.7)
福山市	366	244 (66.7)
下関市	364	272 (74.7)
丸亀市	188	93 (49.5)
鳴門市	164	79 (48.2)
新居浜市	239	187 (78.2)
南門市	167	141 (84.4)
久留米市	266	166 (62.4)
唐津市	153	118 (77.1)
佐世保市	350	238 (68.0)
八代市	186	180 (96.8)
別府市	208	158 (76.0)
都城市	224	127 (56.7)
鹿屋市	172	155 (90.1)
沖繩市	163	105 (64.4)
合計	12,306	8,589
平均	251	175 (69.8)

別表 3 ①

## 都道府県における標準処理期間の設定状況

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済み（設定率 %）
北海道	1,363	849 (62.3)
青森県	1,355	843 (62.2)
岩手県	1,360	1,022 (75.1)
宮城県	1,358	881 (64.9)
秋田県	1,365	1,052 (77.1)
山形県	1,248	745 (59.7)
福島県	1,376	858 (62.4)
茨城県	1,398	950 (68.0)
栃木県	1,337	763 (57.1)
群馬県	1,342	846 (63.0)
埼玉県	1,362	858 (63.0)
千葉県	1,397	983 (70.4)
東京都	1,399	869 (62.1)
神奈川県	1,381	923 (66.8)
新潟県	1,373	917 (66.8)
富山県	1,364	877 (64.3)
石川県	1,310	983 (75.0)
福井県	1,358	1,004 (73.9)
山梨県	1,322	671 (50.8)
長野県	1,257	907 (72.2)
岐阜県	1,306	761 (58.3)
静岡県	1,336	909 (68.0)
愛知県	1,386	1,012 (73.0)
三重県	1,387	962 (69.4)
滋賀県	1,332	990 (74.3)
京都府	1,399	804 (57.5)
大阪府	1,394	736 (52.8)
兵庫県	1,383	1,157 (83.7)
奈良県	1,380	944 (68.4)

(参考：平成 12 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済み（設定率 %）
北海道	1,466	950 (64.8)
青森県	1,470	946 (64.4)
岩手県	1,461	1,116 (76.4)
宮城県	1,468	995 (67.8)
秋田県	1,471	1,156 (78.6)
山形県	1,353	831 (61.4)
福島県	1,476	977 (66.2)
茨城県	1,509	1,041 (69.0)
栃木県	1,443	857 (59.4)
群馬県	1,453	933 (64.2)
埼玉県	1,453	941 (64.8)
千葉県	1,490	1,101 (73.9)
東京都	1,518	928 (61.1)
神奈川県	1,495	1,065 (71.2)
新潟県	1,471	1,010 (68.7)
富山県	1,490	991 (66.5)
石川県	1,434	1,120 (78.1)
福井県	1,456	893 (61.3)
山梨県	1,434	764 (53.3)
長野県	1,386	1,015 (73.2)
岐阜県	1,418	841 (59.3)
静岡県	1,439	988 (68.7)
愛知県	1,496	1,117 (74.7)
三重県	1,490	1,054 (70.7)
滋賀県	1,450	1,085 (74.8)
京都府	1,496	892 (59.6)
大阪府	1,509	859 (56.9)
兵庫県	1,468	1,230 (83.8)
奈良県	1,400	983 (70.2)

和歌山県	1,329	757 (57.0)
鳥取県	1,293	960 (74.2)
島根県	1,310	891 (68.0)
岡山県	1,354	777 (57.4)
広島県	1,378	1,036 (75.2)
山口県	1,350	1,007 (74.6)
徳島県	1,357	879 (64.8)
香川県	1,310	903 (68.9)
愛媛県	1,285	925 (72.0)
高知県	1,311	889 (67.8)
福岡県	1,355	1073 (79.2)
佐賀県	1,286	935 (72.7)
長崎県	1,325	814 (61.4)
熊本県	1,323	837 (63.3)
大分県	1,354	860 (63.5)
宮崎県	1,366	893 (65.4)
鹿児島県	1,333	816 (61.2)
沖縄県	1,371	900 (65.6)
合計	63,318	42,228
平均	1,347	899 (66.7)

和歌山県	1,432	831 (58.0)
鳥取県	1,395	1,027 (73.6)
島根県	1,409	975 (69.2)
岡山県	1,445	791 (54.7)
広島県	1,489	1,185 (79.6)
山口県	1,406	1,081 (76.9)
徳島県	1,462	978 (66.9)
香川県	1,431	1,038 (72.5)
愛媛県	1,377	1,020 (74.1)
高知県	1,426	975 (68.4)
福岡県	1,465	1,208 (82.5)
佐賀県	1,413	1,024 (72.5)
長崎県	1,484	800 (53.9)
熊本県	1,479	956 (64.6)
大分県	1,455	923 (63.4)
宮崎県	1,479	911 (61.6)
鹿児島県	1,417	920 (64.9)
沖縄県	1,456	988 (67.9)
合計	68,283	46,310
平均	1,453	985 (67.8)

## 別表 3②

## 調査対象市における標準処理期間の設定状況

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済み（設定率 %）
旭川市	422	315 (74.6)
八戸市	339	67 (19.8)
北上市	220	129 (58.6)
大館市	169	38 (22.5)
石巻市	314	168 (53.5)
酒田市	219	91 (41.6)
郡山市	356	155 (43.5)
いわき市	441	147 (33.3)
日立市	285	98 (34.4)
足利市	242	123 (50.8)
高崎市	302	94 (31.1)
川口市	322	138 (42.9)
船橋市	333	170 (51.1)
八王子市	261	134 (51.3)
相模原市	347	238 (68.6)
長岡市	309	194 (62.8)
富士吉田市	201	126 (62.7)
松本市	313	125 (39.9)
高岡市	331	266 (80.4)
小松市	267	111 (41.6)
大垣市	222	142 (64.0)
豊橋市	433	223 (51.5)
豊田市	432	203 (47.0)
浜松市	429	185 (43.1)
四日市市	341	121 (35.5)
武生市	230	70 (30.4)
草津市	292	106 (36.3)
宇治市	259	182 (70.3)
堺市	450	234 (52.0)

(参考：平成 12 年 3 月 31 日現在)

都道府県名	申請に対する処分	
	該当処分数	標準処理期間設定済み（設定率 %）
旭川市	279	228 (81.7)
八戸市	275	64 (23.3)
北上市	170	88 (51.8)
大館市	134	26 (19.4)
石巻市	242	131 (54.1)
酒田市	193	58 (30.1)
郡山市	317	155 (48.9)
いわき市	386	135 (35.0)
日立市	254	86 (33.9)
足利市	210	100 (47.6)
高崎市	277	63 (22.7)
川口市	258	115 (44.6)
船橋市	289	142 (49.1)
八王子市	231	111 (48.1)
相模原市	264	143 (54.2)
長岡市	267	156 (58.4)
富士吉田市	168	103 (61.3)
松本市	279	93 (33.3)
高岡市	285	232 (81.4)
小松市	233	69 (29.6)
大垣市	172	99 (57.6)
豊橋市	359	184 (51.3)
豊田市	350	138 (39.4)
浜松市	366	165 (45.1)
四日市市	309	109 (35.3)
武生市	199	47 (23.6)
草津市	258	115 (44.6)
宇治市	233	54 (23.2)
堺市	383	215 (56.1)

姫路市	412	286 (69.4)
橿原市	246	66 (26.8)
田辺市	202	132 (65.3)
米子市	287	178 (62.0)
出雲市	281	93 (33.1)
倉敷市	341	196 (57.5)
福山市	415	163 (39.3)
下関市	416	210 (50.5)
丸亀市	229	89 (38.9)
鳴門市	205	58 (28.3)
新居浜市	263	195 (74.1)
南国市	196	148 (75.5)
久留米市	319	173 (54.2)
唐津市	212	89 (42.0)
佐世保市	424	216 (50.9)
八代市	206	46 (22.3)
別府市	246	89 (36.2)
都城市	255	48 (18.8)
鹿屋市	199	58 (29.1)
沖縄市	234	103 (44.0)
合計	14,669	7,029
平均	299	143 (47.8)

姫路市	358	231 (64.5)
橿原市	200	35 (17.5)
田辺市	169	107 (63.3)
米子市	256	171 (66.8)
出雲市	229	79 (34.5)
倉敷市	244	147 (60.2)
福山市	366	169 (46.2)
下関市	364	188 (51.6)
丸亀市	188	70 (37.2)
鳴門市	164	32 (19.5)
新居浜市	239	169 (70.7)
南国市	167	128 (76.6)
久留米市	266	143 (53.8)
唐津市	153	60 (39.2)
佐世保市	350	191 (54.6)
八代市	186	20 (10.8)
別府市	208	69 (33.2)
都城市	224	42 (18.8)
鹿屋市	172	46 (26.7)
沖縄市	163	72 (44.2)
合計	12,306	5,593
平均	251	114 (45.4)

別表4①

## 都道府県における処分基準の設定状況

(平成14年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済み(設定率%)
北海道	1,225	865 (70.6)
青森県	1,240	819 (66.0)
岩手県	1,208	912 (75.5)
宮城県	1,233	843 (68.4)
秋田県	1,262	903 (71.6)
山形県	1,190	830 (69.7)
福島県	1,238	926 (74.8)
茨城県	1,267	876 (69.1)
栃木県	1,181	823 (69.7)
群馬県	1,189	816 (68.6)
埼玉県	1,210	778 (64.3)
千葉県	1,246	937 (75.2)
東京都	1,268	884 (69.7)
神奈川県	1,225	907 (74.0)
新潟県	1,241	886 (71.4)
富山県	1,226	864 (70.5)
石川県	1,224	962 (78.6)
福井県	1,211	859 (70.9)
山梨県	1,160	861 (74.2)
長野県	1,153	857 (74.3)
岐阜県	1,170	773 (66.1)
静岡県	1,219	926 (76.0)
愛知県	1,244	954 (76.7)
三重県	1,256	991 (78.9)
滋賀県	1,199	874 (72.9)
京都府	1,252	880 (70.3)
大阪府	1,270	777 (61.2)
兵庫県	1,238	1,013 (81.8)
奈良県	1,209	969 (80.1)
和歌山県	1,254	850 (67.8)

(参考：平成12年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済み(設定率%)
北海道	1,244	924 (74.3)
青森県	1,254	831 (66.3)
岩手県	1,218	942 (77.3)
宮城県	1,246	889 (71.3)
秋田県	1,269	910 (71.7)
山形県	1,204	844 (70.1)
福島県	1,252	916 (73.2)
茨城県	1,275	861 (67.5)
栃木県	1,209	860 (71.1)
群馬県	1,219	884 (72.5)
埼玉県	1,223	807 (66.0)
千葉県	1,263	945 (74.8)
東京都	1,271	900 (70.8)
神奈川県	1,241	919 (74.1)
新潟県	1,246	913 (73.3)
富山県	1,245	911 (73.2)
石川県	1,264	1,025 (81.1)
福井県	1,223	872 (71.3)
山梨県	1,120	835 (74.6)
長野県	1,171	877 (74.9)
岐阜県	1,214	859 (70.8)
静岡県	1,242	950 (76.5)
愛知県	1,259	1,006 (79.9)
三重県	1,266	1,034 (81.7)
滋賀県	1,217	893 (73.4)
京都府	1,260	920 (73.0)
大阪府	1,284	875 (68.1)
兵庫県	1,254	1,031 (82.2)
奈良県	1,212	957 (79.0)
和歌山県	1,265	872 (68.9)

鳥取県	1,208	883 (73.1)
島根県	1,218	998 (81.9)
岡山県	1,224	920 (75.2)
広島県	1,237	878 (71.0)
山口県	1,206	879 (72.9)
徳島県	1,224	811 (66.3)
香川県	1,226	866 (70.6)
愛媛県	1,195	820 (68.6)
高知県	1,208	919 (76.1)
福岡県	1,228	897 (73.0)
佐賀県	1,187	902 (76.0)
長崎県	1,220	954 (78.2)
熊本県	1,231	903 (73.4)
大分県	1,229	847 (68.9)
宮崎県	1,253	876 (69.9)
鹿児島県	1,195	940 (78.7)
沖縄県	1,249	865 (69.3)
合計	57,446	41,573
平均	1,222	884 (72.3)

鳥取県	1,260	938 (74.4)
島根県	1,229	1,022 (83.2)
岡山県	1,237	949 (76.7)
広島県	1,261	900 (71.4)
山口県	1,221	895 (73.3)
徳島県	1,245	872 (70.0)
香川県	1,247	869 (69.7)
愛媛県	1,203	820 (68.2)
高知県	1,217	941 (77.3)
福岡県	1,247	965 (77.4)
佐賀県	1,210	934 (77.2)
長崎県	1,234	927 (75.1)
熊本県	1,249	933 (74.7)
大分県	1,247	873 (70.0)
宮崎県	1,262	870 (68.9)
鹿児島県	1,187	955 (80.5)
沖縄県	1,265	899 (71.1)
合計	58,151	42,824
平均	1,237	911 (73.6)

別表4②

## 調査対象市における処分基準の設定状況

(平成14年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済み(設定率%)
旭川市	469	338(72.1)
八戸市	339	112(33.0)
北上市	243	98(40.3)
大館市	232	177(76.3)
石巻市	324	221(68.2)
酒田市	270	105(38.9)
郡山市	422	219(51.9)
いわき市	477	251(52.6)
日立市	336	168(50.0)
足利市	267	105(39.3)
高崎市	318	167(52.5)
川口市	337	200(59.3)
船橋市	363	222(61.2)
八王子市	275	151(54.9)
相模原市	362	172(47.5)
長岡市	291	183(62.9)
富士吉田市	284	154(54.2)
松本市	315	224(71.1)
高岡市	331	264(79.8)
小松市	267	107(40.1)
大垣市	270	150(55.6)
豊橋市	493	217(44.0)
豊田市	465	278(59.8)
浜松市	482	304(63.1)
四日市市	353	178(50.4)
武生市	259	153(59.1)
草津市	270	260(96.3)
宇治市	273	217(79.5)
堺市	487	256(52.6)
姫路市	492	341(69.3)

(参考：平成12年3月31日現在)

都道府県名	不利益処分	
	該当処分数	処分基準設定済み(設定率%)
旭川市	319	238(74.6)
八戸市	292	98(33.6)
北上市	203	95(46.8)
大館市	215	166(77.2)
石巻市	276	204(73.9)
酒田市	265	102(38.5)
郡山市	377	185(49.1)
いわき市	441	232(52.6)
日立市	311	167(53.7)
足利市	256	90(35.2)
高崎市	295	143(48.5)
川口市	311	188(60.5)
船橋市	335	217(64.8)
八王子市	271	133(49.1)
相模原市	300	159(53.0)
長岡市	287	200(69.7)
富士吉田市	265	146(55.1)
松本市	298	204(68.5)
高岡市	307	245(79.8)
小松市	248	82(33.1)
大垣市	252	139(55.2)
豊橋市	447	202(45.2)
豊田市	465	279(60.0)
浜松市	434	269(62.0)
四日市市	326	159(48.8)
武生市	239	141(59.0)
草津市	257	253(98.4)
宇治市	255	69(27.1)
堺市	450	261(58.0)
姫路市	463	315(68.0)

檜原市	262	157 (59.9)
田辺市	235	184 (78.3)
米子市	309	182 (58.9)
出雲市	259	130 (50.2)
倉敷市	353	210 (59.5)
福山市	453	228 (50.3)
下関市	459	275 (59.9)
丸亀市	258	151 (58.5)
鳴門市	220	99 (45.0)
新居浜市	286	228 (79.7)
南門市	244	166 (68.0)
久留米市	334	200 (59.9)
唐津市	194	133 (68.6)
佐世保市	427	229 (53.6)
八代市	240	205 (85.4)
別府市	252	159 (63.1)
都城市	294	132 (44.9)
鹿屋市	203	146 (71.7)
沖繩市	225	96 (42.7)
合計	15,873	9,302
平均	324	189 (58.3)

檜原市	236	134 (56.8)
田辺市	220	173 (78.6)
米子市	287	163 (56.8)
出雲市	235	98 (41.7)
倉敷市	311	181 (58.2)
福山市	423	209 (49.4)
下関市	442	262 (59.3)
丸亀市	238	138 (58.0)
鳴門市	190	99 (52.1)
新居浜市	265	213 (80.4)
南門市	230	153 (66.5)
久留米市	306	182 (59.5)
唐津市	177	113 (63.8)
佐世保市	373	215 (57.6)
八代市	227	196 (86.3)
別府市	227	141 (62.1)
都城市	274	153 (55.8)
鹿屋市	188	184 (97.9)
沖繩市	219	102 (46.6)
合計	14,528	8,490
平均	297	173 (58.4)